

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

民間木造住宅耐震化促進事業の年度内完了が困難となったことに伴い、繰越明許費を追加する必要があるため。

専決第7号

平成28年度八幡浜市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度八幡浜市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

上記地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

八幡浜市長 大城一郎

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	民間木造住宅耐震化促進事業	2,030 千円

